

インフルエンザの出席停止についてのお知らせ

これまで、学校において予防すべき感染症において、登校許可証明書を提出していただいておりますが、この度、厚生労働省からの通知により、インフルエンザについては、医師の記載による登校許可証明書の提出が必要なくなりました。(裏面参照) それに代わるものとして、下記の治ゆ報告書（保護者記入）を提出していただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

出席停止の期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」です。(解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。)

インフルエンザに感染した児童生徒は、法令の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数には含まれません。登校するに当たっての医師の診察の必要性については、主治医等の指示に従ってください。

インフルエンザが治ゆし、登校するときは、下記の「治ゆ報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

※ 病院による診断書は不要です。

なお、この措置は2学期からのインフルエンザのみであり、インフルエンザ以外の感染症は、これまで通り「登校許可証明書」を提出してください。

----- 切り取り線 -----

令和 年 月 日

高岡市立福岡小学校長 殿

治 ゆ 報 告 書

年 組 番 児童氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

病院で診察を受け「インフルエンザ」と診断されました。その後、治ゆしましたのでお知らせします。

記

1 疾患名 インフルエンザ（疑いを含む）

2 初診年月日（インフルエンザと診断された日） 令和 年 月 日（ ）

3 登校許可年月日（医師から登校を認められた日） 令和 年 月 日（ ）

4 受診した医療機関名 医療機関名 _____